

令和元年台風第19号の影響により被災された方 の特例措置について

1. 健康保険被保険者証（保険証）がなくても医療機関等を受診できます。

被災に伴い、保険証の紛失あるいは自宅に残して避難されている場合、次の事項を医療機関窓口等で申告することにより、保険証がなくても保険診療を受けることができます。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 連絡先（電話番号等）
- (4) お勤め先の事業所名（被保険者の勤務先名）

なお、保険証等（高齢受給者証、限度額適用認定証など）の再交付についても、申請に応じ速やかに行いますので、事業主経由での申請が困難な場合は、当組合まで直接ご連絡ください。

2. 減免する一部負担金等の範囲

- ・ 一部負担金
- ・ 保険外併用療養費に係る自己負担額（食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額に相当するものは除く。）
- ・ 訪問看護療養費に係る自己負担額
- ・ 家族療養費に係る自己負担額（食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額に相当するものは除く。）
- ・ 家族訪問看護療養費に係る自己負担額

3. 対象者の要件

令和元年台風19号に係る災害救助法の適用市町村に住所を有する被保険者又は被扶養者であり、次の(1)～(5)のいずれかに該当する方は、一部負担金の支払いが減免されます。

- (1) 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災した旨
- (2) 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨
- (3) 主たる生計維持者の行方が不明である旨
- (4) 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した旨
- (5) 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨

(医療機関における取扱い)

○令和2年3月31日まで

被災した旨の申し立てを行う。

○令和2年4月1日から

一部負担金免除証明書を提示する。

4. 取扱いの期間

令和2年9月末日まで

お問い合わせ先

サニーピア健康保険組合

業務課

TEL : 078-321-1241